

石綿（アスベスト）の「事前調査結果の報告」が義務化されました！

延べ床面積が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事、請負金額が100万円以上の特定工作物の解体・改修工事、総トン数が20トン以上の鋼製船舶の解体・改修工事が報告対象です。（令和4年4月1日施行）

その工事、 アスベスト 「石綿」が含まれて いませんか？





石綿事前調査結果報告システムから電子報告が必要です

事前に準備いただきたいこと

パソコン・スマートフォンの準備

パソコンまたはスマートフォンが必要です

端末	  パソコン スマートフォン (タブレット)
OS	Windows / Linux iOS (iPadOS) / Android OS
ブラウザ	Google Chrome / Safari Internet Explorer など

電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン（ガラケー）はご利用いただけません。

GBizIDの取得

どちらかのGBizIDの取得が必要です

gBizID プライム ○新規申請・下書き保存 ○一括申請 ○支店・支社等の管理 おすすめ 支店がある大規模事業者 報告数が多い事業者	OR	gBizID エントリー ○新規申請・下書き保存 ×一括申請 ×支店・支社等の管理 おすすめ 報告数が少ない事業者 個人事業主
---	----	---

ログインにはGBizIDを利用します。GBizIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

GBizIDの取得はこちらから

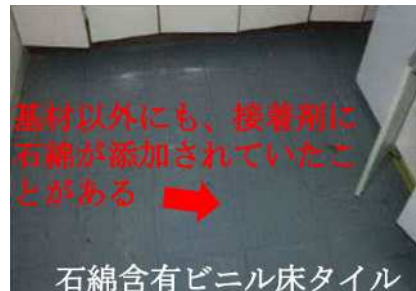
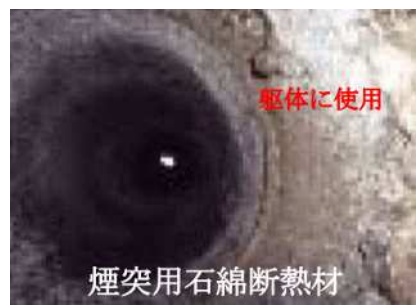
gBizID <https://gbiz-id.go.jp/>



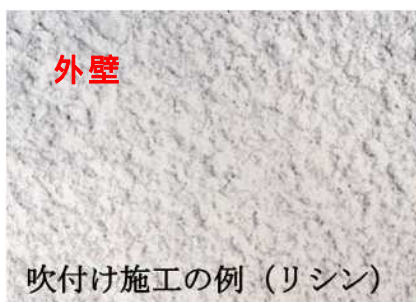
事前調査は有資格者に行わせてください！

建築物の事前調査は、
建築物石綿含有建材調査者 又は
アスベスト診断士 (令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者)
のいずれかが実施する必要があります (令和5年10月1日施行)

調査漏れにご注意ください！



出典：目で見えるアスベスト建材 (国土交通省)



出典：日本建築仕上材工業会

外壁仕上塗材は原則として分析調査が必要です！



詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>
(トップページ > 工事の元請業者のみなさまへ)

お問い合わせ

釧路労働基準監督署 第2・3方面 電話 0154-45-7836